

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想
先行的活動に関する実施細則

2025年6月10日

内閣官房

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長決定

グローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）構想に係る、GSC 運営法人の設立までの間に行う先行的活動については、「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想基本方針」（令和6年8月29日統合イノベーション戦略推進会議決定）及び同構想先行的活動に関する実施方針（令和7年6月10日内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長決定）によるほか、本細則に基づき行うこととする。

1. 先行的活動の基本的な考え方

- (1) 「世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブを構築する」という GSC 構想のミッションを具体化するため、世界から優れた人材・投資を集める呼び水となるよう、海外大学等とも連携し、①研究者・投資家等の集積に向けた国際研究、②事業化支援、③人材育成（フェローシップ）を先行的活動として一体的に実施する。財源は国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に設置された基金等を活用する。
- (2) 内閣府に設置する外部有識者から構成されるステアリング・コミッティの意見を聞きつつ、内閣府が先行的活動のプログラム全体を運営する。ステアリング・コミッティは、先行的活動の取組に関する評価等を行い、内閣府に対して助言を行うこととする。
- (3) 先行的活動を通じて、本構想の具体化・高度化につなげるとともに、国内外のステークホルダーとのパートナーシップを構築することを目指す。
- (4) 実施に当たっては、ディープテック分野の研究及び事業化支援に実績を有する国内外の外部機関も活用しながら、柔軟かつ継続的な改善に取り組む。基金の執行に当たって、基金の趣旨に鑑み、プログラムの成果を最大限創出する観点から、複数年度契約の活用や研究開発等の進捗に合わせた予算の加速等を弾力的かつ機動的に行う。

- (5) イノベティブな若者の画期的なアイデアを集め、伸ばすような仕掛けを組み入れる。
- (6) 各プログラムを有機的に繋げ、効果的に進めていくためには、国内外からの多くの応募を得ることや、採択された国内外の研究者同士が交流し、新たな国際研究のきっかけとなるコミュニティ形成が必須であること等に留意する。

2. 基金の用途範囲

JSTに設置された基金は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に基づき、先行的活動の実施に必要な公募型研究開発費及びこれに附帯する経費（事業化支援経費、人材育成経費、イベント開催経費、事務管理経費等）に充てる。GSC運営法人設立後の先行的活動の実施にあたっては、実施主体を可能な限り速やかにJSTからGSC運営法人に移行（契約主体もGSC運営法人に変更）し、GSC運営法人にて各活動を実施するものとする。この場合において、内閣府及び文部科学省、JSTは必要な措置を講じるものとする。

3. 研究者・投資家等の集積に向けた国際研究プログラム

(1) 研究者・投資家等の集積に向けた国際研究プログラムの目的

将来のフラッグシップ拠点での国際研究プログラムに向けた有益な知見を得るため、研究者・投資家等の集積に向けた国際研究プログラム（以下「国際研究プログラム」という。）は、ディープテック分野における世界最先端のテクノロジー動向を踏まえ、研究・事業化経験を有するベンチャー・ディレクター（VD）が設定する社会的インパクトの高い革新的研究テーマの下、海外大学等との連携により世界から優れた研究者等の集積に向けた国際研究モデルを試行・検証することを目的とする。

(2) 国際研究プログラムの内容

①事業内容

- ・ディープテック分野における世界最先端のテクノロジー動向を踏まえ、研究・事業化経験を有するVDが、将来の社会実装を見据え、世界の研究者等を魅了する、社会的インパクトの高い革新的研究テーマを設定する。
- ・迅速に意思決定を行うことができる裁量をVDに付与した上で、革新的研究テーマの下、研究代表者（PI）の採択、研究開発を推進する。
- ・研究段階からマーケット・フィードバックを得ることも含め、事業化に向けた支援を実施する。

②事業スキーム

内閣府は、下記の業務を実施する。

- ・本細則において、VD の選定や革新的研究テーマ設定等に必要な基準等を示す。
- ・外部有識者から構成されるステアリング・コミッティを設置する。
- ・JST と連携し、国際研究プログラムの推進を支援する事業者を、公募その他適切な方法により募り、ステアリング・コミッティでの審議を踏まえ、運営支援法人として指定する。
- ・JST から推薦された、VD 候補及び革新的研究テーマ案について、ステアリング・コミッティの審議を踏まえて決定する。
- ・国際研究プログラムの進捗について、必要に応じてステアリング・コミッティへ助言、評価を求め、それに応じて必要な措置を講じる。

JST は、下記の業務を実施する。

- ・内閣府から指定された運営支援法人へ、国際研究プログラムに関する業務のうち、特に、VD 候補の選定及び革新的研究テーマ案の作成、海外公的機関・海外非営利機関等（以下「海外協力機関」という。）との連携等の支援を委託する。
- ・運営支援法人と連携しつつ、VD 候補及び革新的研究テーマ案を内閣府に推薦する。
- ・内閣府が決定した VD の委嘱・雇用等必要な処遇を行う。なお、VD の処遇については、VD のバックグラウンド等にも配慮しつつ、国際研究プログラムでのマネジメントに見合うよう、必要に応じて柔軟な対応を行う。
- ・内閣府が決定した革新的研究テーマごとに、VD の下で PI の公募・審査・採択を行う。採択された PI の所属機関と委託研究契約を締結し、研究費等を支出する。

運営支援法人は、JST の委託を受けて下記の業務を行う。

- ・世界の研究者、創業者、投資家等の外部有識者で構成する諮問機関を設置する等、プログラム上の適切なガバナンス体制を構築する。
- ・VD 候補の選定を支援する。
- ・VD による革新的研究テーマ案の作成（革新的研究テーマの構想に必要な調査やマーケット・フィードバックの実施、コミュニティ形成に係る活動を含む。）を支援する。

- ・VD の下で行う PI の公募・審査・採択及び、PI による研究・事業化活動の進捗管理（マーケット・フィードバック及び知財・事業化支援を含む。）を支援する。
- ・海外協力機関と JST の連携を支援する。

上記 PI の公募は、以下のいずれかの方法で行うことができるものとする。

（ i ） JST 及び海外協力機関による公募

革新的研究テーマの下、JST が国内向け、海外協力機関が国外向けにそれぞれ PI の公募を行う。PI の採択にあたっては、それぞれの機関に設置された VD を委員長とする審査委員会の審査結果を受けて、各機関が行う。採択結果を踏まえ、JST は自身が採択した PI（国内 PI）の所属機関と委託研究契約を締結し、研究費等を支出する。その際、国内 PI の研究チームに、国外の研究者が共同研究者として参画する場合は、当該国内 PI が所属する機関と委託研究契約を締結した JST が、当該共同研究者の研究費等を負担する。

（ ii ） JST 単独による公募

革新的研究テーマの下、JST が PI の公募を行う。PI の採択にあたっては、JST に設置された VD を委員長とする審査委員会の審査結果を受けて、JST が行う。採択結果を踏まえ、JST は PI の所属機関と委託研究契約を締結し研究費等を支出する。

③VD の選考基準

- （ i ）研究・事業化経験を有すること。
- （ ii ）革新的研究テーマの設定能力及び研究課題のポートフォリオのマネジメント能力が期待できること。
- （ iii ）日本のイノベーション・エコシステムの発展へ貢献する意欲があること。

④革新的研究テーマ

AI・ロボティクス、バイオテクノロジー、クライメットテック等の各重要分野を対象として、以下の条件に合致するものとする。

- （ i ）社会・経済を変革しグローバルに活躍するスタートアップの創出につながり得るもの。
- （ ii ）世界の優れた研究者を惹きつける魅力と斬新さを備えたもの。
- （ iii ）日本における強みや課題等に即したもの。

⑤支援対象とする PI

- （ i ）共通事項

- ・ JST は国内研究機関に所属する研究者を対象に PI を公募する。
- ・ なお、応募時に国外研究機関に所属する研究者（国外研究者）であっても公募の対象とする。ただし、国内外から優れた研究者などを日本に呼び込むという GSC 構想の実現の観点から、国外研究者が採択された場合には、当該研究者は国内研究機関に所属し国内で研究を実施することを慫慂する。
- ・ PI の国籍は問わない。
- ・ PI の指揮の下、国外研究者との協働により PI の研究・事業化活動の推進に大きな効果を与えられる場合には、国外の研究機関に所属する研究者を含むチームによる提案も可能とする。
- ・ 研究チームには、ポスドクや博士課程後期学生等の若手研究者の参加を可能とする。
- ・ PI の所属する国内研究機関は、大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人等とする。ただし、本構想ではスタートアップの創出から国際展開に向けた成長を目指していることを鑑み、スタートアップを既に立ち上げている研究者からの提案も妨げない。
- ・ 国内研究機関への資金配分は、JST からの直接契約で実施する。

（ii）JST 及び海外協力機関による公募

国外研究機関への資金配分は、国内研究機関から国外研究機関への再委託（研究課題への毎年度資金配分額の 50%未満）で実施する。

（iii）JST 単独による公募

国外研究者が国外で研究を実施する場合は、その国外機関に支出する研究費の合計は、研究課題への毎年度資金配分額の 50%未満の範囲とする。

⑥研究実施場所

国内研究者の所属機関や国内民間事業者等が提供している研究施設等を活用することを基本とする。

⑦事業規模

3 領域（AI・ロボティクス、バイオテクノロジー、クライメットテックを想定）程度、1 領域ごとに 1～2 VD 程度、1 VD あたり 10～20 億円/年程度、合計 70 億円/年程度を目安として、3 年間支出する。

⑧評価

- ・プログラム全体（運営支援法人の活動を含む）の進捗状況については、ステアリング・コミッティにおいて年度ごとに評価し、当該評価結果も踏まえ、内閣府は必要な措置を講じる。
- ・VDについては、ステアリング・コミッティにおいて研究ポートフォリオのマネジメント状況等について年度ごとに評価し、当該評価結果を踏まえ、内閣府は、JST と連携して必要な措置を講じる。研究開始時点から3年目にステージゲート評価を行い、プロジェクトの継続、加速、変更、終了等（ポートフォリオの見直し等）を決定する。
- ・PIについては、JST に設置する革新的研究テーマごとの審査委員会において研究の進捗状況を年度ごとに評価し、当該評価結果を踏まえ、JST は必要な措置を講じる。

⑨JST からの研究費等配分における知的財産権等の取り扱い

知的財産権は、委託先である研究機関又は同機関に所属する研究者等に帰属することを原則とする。JST からの研究費等の負担のもとで、国外の研究機関が研究チームに参加する場合には、研究実施により得られる知的財産権の国外機関と国内機関又は国（JST）の持分の合計のうち50%以上の持分は国内機関又は国（JST）に帰属させる。その上で、スタートアップ創出への知的財産の活用を促進する観点から、例えば、発明や知的財産権の活用による利益の貢献度に応じた適正な対価の支払いを約する契約を締結することにより、知的財産権の持ち分を国内機関に集約することに努める。知的財産権の取り扱いに関する指針については別に定める。

⑩関係法令等への対応の遵守

本プログラムを実施するにあたっては、安全保障貿易管理、研究インテグリティ、生物遺伝資源等に関する規制への対応、個人情報取扱、生命倫理・安全対策など、法令上必要な手続きを履践する。また、課題における利益相反マネジメント体制及びマネジメント手法、研究開発活動の不正行為及び不適正な経理処理等については、法令、他に定める例規及びガイドライン等に従う。

(3) 運営支援法人について

①応募資格

- (i) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (ii) 内閣府及び文部科学省、JST から取引停止処置を受けている期間中の者ではないこと。

- (iii) 令和 07・08・09 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の A、B、C 又は D の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

②運営支援法人の選考基準

- (i) 上記の応募資格を満たしていること。
- (ii) ディープテック分野におけるテーマ設定型の研究及びその事業化に関して実績や専門性を有すること。
- (iii) プログラムの効果的・効率的な実施に必要な海外大学や海外機関等とのネットワークを有すること。

(4) スケジュール

運営支援法人の選定：令和 7 年 7 月～9 月（目途）

事業実施期間：令和 7 年 10 月以降開始（3 年間）

※随時、運営支援法人を選定することも可能とする。

4. 事業化支援プログラム

(1) 事業化支援プログラムの目的

国際研究プログラムから創出される研究成果の事業化を支援し、スタートアップ創出・成長を後押しする観点から、ディープテック分野における研究段階からグローバル展開を見据えた事業化支援モデルを試行・検証することを目的とする。なお、本プログラムは、国際研究プログラムから創出される成果に加えて、国内の大学、国立研究開発法人、資金配分機関、スタートアップ・エコシステム拠点都市等で創出された成果も対象とする。

(2) 事業化支援プログラムの内容

①事業内容

国際研究プログラム等における事業化支援（事業化を目指す研究者に対する経営ノウハウの提供、スタートアップでの OJT プログラムの実施、メンター支援、コミュニティ形成支援、ギャップファンド提供、海外 VC・スタートアップ間でのネットワーキング機会の提供、知財戦略立案、権利化支援等）を実施する。

②事業スキーム

内閣府は JST と連携して、大学等の研究成果をもとにグローバル展開を見据えた事業化支援の実績を有する国内外事業者を公募その他適切な方法により募り、ステアリング・コミティでの審議を踏まえ、事業化支援運営支援法人として指定する。JST は、内閣府から指定さ

れた事業化支援運営支援法人へ、本プログラムに関する業務を委託する。

③事業規模

10億円程度/年、3年間とする。なお、複数の事業化支援運営支援法人への委託も可能とする。事業化支援運営支援法人からの再委託については、ステアリング・コミッティの承認を経て、それを可能とする。

④評価

事業化支援プログラム全体（事業者支援運営支援法人の活動も含む）について、ステアリング・コミッティにおいて、年度ごとに評価を行い、当該評価結果も踏まえ、内閣府は必要な措置を講じるとともに、3年間の全体のプログラム評価を行う。

(3) 事業化支援運営支援法人について

①応募資格

- (i) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (ii) 内閣府及び文部科学省、JSTから取引停止処置を受けている期間中の者ではないこと。
- (iii) 令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

②事業化支援運営支援法人の選定基準

- (i) 上記の応募資格を満たすこと。
- (ii) 大学等の研究成果をもとにした事業化支援又は、ディープテック分野のスタートアップの育成の実績を有すること。
- (iii) 日本のイノベーション・エコシステム発展に意欲を有すること。

(4) スケジュール

事業化支援運営支援法人の選定：令和7年7月～9月目途

事業実施期間：令和7年10月以降開始（3年間）

※随時、事業化支援運営支援法人を選定することも可能とする。

5. 人材育成（フェロースhip）プログラム

(1) 人材育成の目的

国際研究プログラムから創出される研究成果をもとにしたスタートアップの創出・成長を後押しする観点から、起業家精神の高い研究者や研究チーム等の育成や我が国のイノベーション・エコシステムに参画することに意欲の高い研究者や研究チームの発掘、呼び込み等を通じて、イノベーション・エコシステムの形成のための人材育成モデルを試行・検証することを目的とする。

(2) 人材育成（フェローシップ）プログラムの内容

①事業内容

起業意欲の高い研究者や研究チーム等を対象とした人材育成（国内研究者の海外派遣、国外研究者の受入等）を実施する。

②事業スキーム

内閣府は JST と連携して、起業意欲の高い研究者や研究チーム等の育成の実績を有する国内外事業者を公募その他適切な方法により募り、ステアリング・コミッティでの審議を踏まえ、人材育成運営支援法人として指定する。JST は、内閣府から指定された人材育成運営支援法人へ、本プログラムに関する業務を委託する。

③事業規模

10 億円程度/年、3 年間とする。なお、複数の人材育成支援運営支援法人への委託も可能とする。人材育成支援運営支援法人からの再委託については、ステアリング・コミッティの承認を経て、それを可能とする。

④評価

人材育成プログラム全体（人材育成運営支援法人の活動も含む）について、ステアリング・コミッティにおいて、年度ごとに評価を行い、当該評価結果も踏まえ、内閣府は必要な措置を講じるとともに、3 年間の全体のプログラム評価を行う。

(3) 人材育成運営支援法人の応募資格

- (i) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (ii) 内閣府及び文部科学省、JST から取引停止処置を受けている期間中の者ではないこと。
- (iii) 令和 07・08・09 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の A、B、C 又は D の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

(4) 人材育成運営支援法人の選定基準

- (i) 上記の応募資格を満たすこと。
- (ii) 起業家精神の高い研究者および研究チーム等の育成プログラムの実施経験を有すること。
- (iii) データテック分野の VC 投資家の育成プログラムの実施経験を有すること。
- (iv) 日本のイノベーション・エコシステム発展に意欲を有すること。

(5) スケジュール

人材育成運営支援法人の選定：令和7年7月～9月（目途）

事業実施期間：令和7年10月以降開始（3年間）

※随時、人材育成運営支援法人を選定することも可能とする。

(6) 昨今の国際情勢の変化を踏まえた緊急的な対応

昨今の国際情勢の変化を踏まえた緊急的な対応として、世界最高水準の研究開発を実施し、我が国のイノベーション・エコシステムの発展に高い意欲を有する大学等において、海外大学等との連携を有する人材育成運営支援法人との協働の下、人事・給与や業務分担の改革などのガバナンス改革を含め、国外の研究者・研究チームがスタートアップ創出に向け最大限活躍できるような環境の整備¹を条件として、国外の研究者や研究チームの受入に係る費用を最長3年間支援する。なお、令和7年度秋季 Semester に間に合うよう、公募・審査の手続きを早急に進める。

6. その他

先行的活動の実施に当たって必要な詳細については、本細則に基づき、内閣府、文部科学省及び JST が協議を行った上で決定することとする。なお、先行的活動は、運営法人が立ち上がるまでの過渡的な取組であり、運営法人立ち上げを見据えて適切にタイムラインを設定し、進捗管理を行っていくこととする。

¹ 国立大学法人においては、国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（追補版）（令和3年12月21日）に基づく対応も含む。